

つながいワーカー養成および実践活動助成のご案内

本助成は、地域に根ざした各種団体が行う、コロナ禍の地域住民の孤立を防ぐことを目的としたサロン活動や見守り活動、相談支援活動などで必要な費用と、その活動を実践する人材を養成するための講座・研修の開催に対して助成を行うものです。

助成対象団体

- ①地域福祉活動を行うボランティア団体・NPO等
- ②市区町村を対象とした研修を開催する社会福祉協議会

【要件】

○団体の年間予算規模（前年度総収入額）が概ね300万円未満であること

※市区町村社会福祉協議会はその限りではありません

※その他の要件は募集要項をご確認ください



助成額

1団体あたり 10万円

市区町村社会福祉協議会が対象事業を行う場合 50万円



助成対象事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間で、次の①と②の両方実施する活動で、総事業費が10万円以上の活動

- ①活動する人材の養成講座・研修の開催
- ②実践としてのサロン・見守り・相談支援等の活動・事業

対象経費

- 講座開催に必要な経費
 - オンラインでの講座開催のための備品購入
 - 実践活動としてのサロン・見守り・相談の支援活動に要する経費
- ※その他対象となる経費、対象外経費は要項をご覧ください



講座・研修について

養成講座・研修は、中央共同募金会が作成した動画及びワークブックを提供します。事前に収録済みの動画内容になっていますので、主催者の準備は必要最小限で、研修を開催できます。

事例

事例①

子ども食堂・フードパントリーを運営する団体

地域住民を対象に研修会を開催。研修後は、自団体の子ども食堂、パントリー活動に参加し、利用する子どもやその家庭への支援や見守りを行う。

事例②


地区社会福祉協議会

地区社協の会員を対象に研修会を開催。研修後、地域内のひとり暮らし高齢者を対象にした、見守り活動やサロンを開催する。


事例③

市区町村社会福祉協議会

地域住民を対象に研修会を開催。研修後は、社協で組織している見守りネットワークの会員の一人として、地域で課題を抱える高齢者やひとり親世帯などの見守り、必要な相談機関へとつなげるなどの活動を行う。



新しい事業を
計画するのは大変...



既存の見守り事業などで、
研修の一つとしても活用
できます！

不明な点がございましたら、お問い合わせください。

社会福祉法人埼玉県共同募金会 業務課 TEL048-822-4045